

静岡県立農林環境専門職大学等受託研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「本学」という。）において本学以外の機関（法人、団体及び個人を含む。以下「委託者」という。）から委託を受けて行う研究で、その経費を委託者が負担するもの（以下「受託研究」という。）につき、その取扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において受託研究とは、学術指導及び学術指導以外の受託研究をいう。
2 前項の学術指導とは、委託者からの依頼に基づき、本学の教員がその教育、研究及び技術上の専門知識に基づき、期間を定めて有償で指導助言を行い、委託者の業務又は活動を支援するものをいう。

(受託の原則)

第3条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ本学の教育研究に支障がないと学長が認めた場合において、受け入れるものとする。

(受託の条件)

第4条 受託研究は、次に掲げる条件のもとに、受け入れるものとする。
(1) 受託研究は、受託者が一方的に中止することができないこと。
(2) 受託研究によって取得した設備等は、返還しないこと。
(3) 受託研究の結果生じた産業財産権等の権利を委託者に対し無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。
(4) 天災その他やむを得ない事由により、受託研究を中止し、又は研究期間を延長する場合においても、その責めを負わないこと。
2 受託研究を受け入れる場合、研究経費の総額の6パーセント以上に相当する金額を間接経費として受け入れるものとする。ただし、国の予算や研究費の支給要件に規定されている等のために、間接経費を措置できない場合は、この限りではない。

(受託研究の申込み等)

第5条 受託研究の申込みをしようとする者は、研究委託申請書を学長に提出しなければならない。
2 受託研究担当者は、受託研究計画書を作成し、学長に提出しなければならない。
3 前2項の書類の提出に当たっては、外部資金受入審査機関の意見書を併せて学長に提出しなければならない。

(受託研究の受入れの決定)

第6条 学長は、前条の研究委託申請書、受託研究計画書及び意見書に基づき、受託研究

の受入れの可否を決定するものとする。

(契約の締結)

第7条 学長は、前条の規定により受託研究の受入れを決定した場合は、委託者の代表者との間で、受託研究に関する契約（以下「受託研究契約」という。）を締結しなければならない。

(受託研究の結果報告)

第8条 委託者は、受託研究契約を締結したときは、受託研究費を本学が発行する請求書により納付しなければならない。

2 納付された受託研究費は、これを返還しない。ただし、本学の責めに帰すべき事由により研究等を進めることができない場合は、その一部又は全部を払い戻すことができる。

(学術指導にかかる非保証)

第9条 本学は、学術指導の内容及び結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証をしない。委託者に損害が発生した場合も当該損害についての一切の責任を負わない。

(研究等の結果報告)

第10条 受託研究担当者は、受託研究が完了したときは、速やかに受託研究完了届を所属の学部等の長を経由して学長に提出しなければならない。

2 学長は、受託研究の一部若しくは全部を取消し、又は中止したときは、速やかに委託者に報告しなければならない。

(研究結果の公表)

第11条 受託研究の結果は、原則として公表するものとする。この場合において、公表の時期及び方法等は、受託研究担当者があらかじめ学長の承認を得て、委託者と協議して定めるものとする。

(受入の特例)

第12条 委託者が、国、地方公共団体又はこれに準ずる団体である場合には、この規程にかかわらず、当該機関等の定める要綱等に基づき受託研究を受け入れることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。